

# 鳥取県漁業経営安定資金の改正(燃油高騰対応)について

平成20年2月18日  
鳥取県農林水産部水産振興局水産課

鳥取県漁業経営安定資金(運転資金)の資金種別第3号資金(異常の事象又は不慮の事故によって受けた漁業に係る損失の補填に必要な資金)について、このたびの燃油高騰に対応するため、貸付制度の内容を改正しました。

## 1 改正の内容 3号資金について貸付対象者の改正(追加)

改正項目	改正前	改正後
資金の種類	異常の事象又は不慮の事故によって受けた漁業に係る損失の補てんに必要な資金	異常の事象、不慮の事故又は燃油高騰によって受けた漁業に係る損失の補てんに必要な資金
貸付対象者	(1)風水害、震災等の天災に起因する、物的・経済的損害を受けた者 (2)赤潮、油濁、不慮の事故等により出荷不能の状態が1か月を超えて継続した者 (3)異常の事象又は不慮の事故によって、1年間の水揚金額が過去5年間の水揚金額のうち最大と最小を除く3年間の平均に対して70パーセント以下の者	(1)～(3) 変更なし  (4) A重油(漁船の機関に使用するものに限る。)を1リットル当たり80円(消費税及び地方消費税の額を除く。)以上で購入し、3か年の省エネルギー計画(概ね10パーセント程度の燃油使用量の削減)を策定した者

## 2 改正日(実施日) 平成20年2月18日

## 3 実施期間 平成21年3月31日までとする。

## 4 貸付限度額等 貸付限度額等は次のとおり。(変更なし) 【貸付限度額】5t未満:300万円、5～30t:400万円、その他:800～4,000万円 【貸付利率】1.60%(H20.3.19) 【利子補給率】1.25% 【償還(還)期間】3年(1年)...3号資金の場合。

## 5 その他 省エネルギー計画の策定に当たり考えられる省エネ方法例

経済速度での航行  
 船体重量の軽量化等(不要漁具の撤去、船底・プロペラ付着物の除去等)  
 漁場情報の入手による効率的な出漁、適度の休漁、近場での操業  
 燃油消費量の少ない漁業、漁法の実施  
 機器類の適正な使用と保守点検の励行(オーバーホール、潤滑油の交換)